



全国のSS経営者の皆様へ

全国石油協会の信用保証制度では、
「経営者保証に関するガイドライン」に
則った対応を行っております。

〈対象となる被保証者・保証人〉

- ・被保証者(協会の保証を受ける者)が法人企業・小規模事業者であること。
- ・被保証者の保証人が個人であり、被保証者である法人企業・小規模事業者等の経営者等であること。

〈経営者保証の必要性に関する検討〉

協会は、以下の要件を将来に亘って充足すると見込まれる被保証者について、経営者保証を求めない可能性などを被保証者の意向も踏まえた上で検討します。

1. 法人与経営者個人の資産・経理が明確に区分されていること。
2. 法人与経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと。
3. 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること。
4. 法人から適時適切に財務情報等が提供されていること。
5. 経営者等から十分な物的担保の提供があること。

〈事業承継時の対応について〉

事業承継時の経営者保証の取扱いにつきましては、上記〈**経営者保証の必要性に関する検討**〉に即して検討しつつ、経営者保証の意味を十分に考慮し、合理的かつ納得性のある対応を行います。

1. 原則として前経営者・後継者の双方から二重には保証を求めないこと。
2. 後継者との保証契約にあたっては、経営者保証が事業承継の阻害要因となり得る点を十分に考慮し保証の必要性を慎重かつ柔軟に判断すること。
3. 前経営者との保証契約については、前経営者がいわゆる第三者となる可能性があることを踏まえて保証解除に向けて適切に見直しを行うこと。

経営者保証に関するご相談につきましては、ご利用の金融機関ともご相談の上、
各石油組合経由全国石油協会までご相談ください。